

# ○介護保険で利用できるサービス

推進協 参考資料 1

## 居宅サービス

自宅にいながら利用する介護サービスのことで。

介護サービス名等	介護サービス概要	介護サービス内容
訪問介護	自宅で受ける	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事など身の回りの援助が受けられます。
訪問入浴介護		浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。
訪問看護		看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示に基づく看護が受けられます。
訪問リハビリテーション		理学療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導		医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。
通所介護 (デイサービス)	施設に通い(泊まり)で受ける	通所介護施設などで、日帰りで入浴、食事、機能訓練などのサービスが受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)		介護老人保健施設などで、理学療法士などによるリハビリテーションが受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)		特別養護老人ホームなどに短期間入所し、介護や支援が受けられます。
短期入所療養介護 (ショートステイ)		医学的管理が必要な方が介護老人保健施設などに入所し、介護や支援が受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入居者が受ける	有料老人ホームや軽費老人ホームなどの入居者に、施設が提供する介護サービスを介護保険の対象とします。
福祉用具貸与	生活環境を整える	車いす、特殊ベッドなどのレンタルをすることができます。
特定福祉用具販売		指定を受けた販売店で購入した特定福祉用具の費用(9割または8割)を支給します。
住宅改修		手すりの取り付けや段差解消などの小規模な改修の費用(9割または8割)を支給します。
居宅介護支援	ケアプランをたてる	介護サービス計画、介護予防支援計画の作成や、サービス提供機関との連絡調整を行います。利用者負担はありません。

## 地域密着型サービス

原則として、羽曳野市民の方が利用できるサービスのことで。

介護サービス名等	介護サービス概要	介護サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	自宅で24時間訪問介護・看護サービスを受ける	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。
地域密着型通所介護	施設に行って支援やリハビリを受けたい	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。
認知症対応型通所介護	認知症の方が通いで利用する	認知症の方が、日帰りで入浴、食事、機能訓練などのサービスを受けられます。
小規模多機能型居宅介護	通い・訪問・泊まりを組み合わせる利用する	施設への通い(デイサービス)を中心としながら、必要に応じて利用者宅を訪問したり(訪問介護)、時には宿泊(短期入所)も行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が在宅に近い暮らしをする	認知症で介護を必要とする方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を営む住居において、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を受けられます。 ※要支援1と認定された方は利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模施設で介護サービスを受ける	定員が29人以下の小規模の特別養護老人ホームにおいて、日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。 ※平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護と訪問看護を1つの事業所より受ける	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアの提供を受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。

## 施設サービス

施設に入所して利用するサービスのことで、  
要介護1～5の方が利用できます(要支援1から2と認定された方は利用できません。)

介護施設名	介護サービス概要	介護サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活の介護を中心に受ける	日常生活において、常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けます。 ※平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
介護老人保健施設	リハビリテーションを中心に受ける	症状が安定し、入院治療は必要ない方で看護や介護のリハビリに重点をおいたケアの必要な人が入所し、医学的な管理のもとで日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
介護療養型医療施設 (令和5年度末で廃止)	医療・介護を中心に受ける	症状が安定し長期の療養を必要とする人のために、介護に重点をおいた医療施設で、医療と療養上の管理や看護、日常生活上の介護を受けます。
介護医療院	医療・介護を中心に受ける	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

## 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

市区町村が行う介護予防の取り組みで「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業所のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。  
※要支援者へ予防給付として提供されていた全国一律の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、市町村の実施する総合事業に移行しました。  
羽曳野市の「介護予防・日常生活支援総合事業」は4、5ページをご参照ください。

# 羽曳野市の介護予防・日常生活支援総合事業

## ○訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①介護予防訪問介護相当サービス	②訪問型サービスA【一体型】 (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスA【単独型】 (緩和した基準によるサービス)	④訪問型サービスB1	⑤訪問型サービスB2 (住民主体による支援)	⑥訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助(老計10号の範囲内) ・1~2回/週 ・30分、45分	生活援助(老計10号の範囲内) ・1~2回/週 ・30分、45分	生活援助(老計10号の範囲内) ・1~2回/週 ・60分以内	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していく。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進				体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等  ※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定(委託)	委託	補助(助成)	委託
サービス提供者	訪問介護事業所の従事者	主に雇用労働者	主に雇用労働者(NPO等)	シルバー人材センター	ボランティア主体	保健・医療の専門職
単価	週1回:1,176単位/月 週2回:2,349単位/月 週3回:3,727単位/月	45分程度 227単位/回 30分程度 187単位/回	45分程度 212単位/回 30分程度 172単位/回	1,000円+事務費/回 ※1,000円は現行の利用料	—	市が負担
加算	あり	なし	なし	なし	—	なし
利用者負担	単価の1割 (または2割、3割)	単価の1割 (または2割、3割)	単価の1割 (または2割、3割)	200円/回	—	なし

## ○通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①介護予防通所介護相当サービス	②通所型サービスA【一体型】 (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスA【単独型】 (緩和した基準によるサービス)	④通所型サービスB (住民主体による支援)	⑤通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	運動・レクリエーション等 (3時間程度)	ミニデイサービス (2時間程度)	体操・運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するため運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していく。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等  ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定(委託)	補助(助成)	委託
サービス提供者(例)	通所介護事業所の従事者	第1号通所事業所の従事者		ボランティア主体	保健・医療の専門職
単価	要支援1・事業対象者(週1回): 1,672単位/月 要支援2・事業対象者(週2回): 3,428単位/月	送迎なし:305単位/回 送迎あり:356単位/回 ※4回超過の場合は 1,672単位/月	送迎なし:203単位/回 送迎あり:255単位/回	—	市が負担
加算	あり	9回超過3,428単位/月	なし	—	なし
利用者負担	単価の1割 (または2割、3割)	単価の1割 (または2割、3割)	単価の1割 (または2割、3割)	—	なし

## ○その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①住民ボランティア等が行う見守り、②訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立支援に資する生活支援(訪問サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。